

付注2 社会資本ストック、民間企業資本ストック

本調査で推計している社会資本ストック、民間企業資本ストックの推計方法、対象分野等の概要は以下のとおりである。

社会資本ストック

	推計方法	ベンチマーク	基準年次	分野
内閣府 「日本の社会資本」	PI 法：道路、港湾、 鉄道、治水、治山、 農林漁業 BY 法：航空、公共賃 貸住宅、下水道、 廃棄物処理、水 道、都市公園、文 教施設、海岸、郵 便、国有林、工業 用水道	1953 年度（航空、公共 賃貸住宅、水道、 文教施設（学校施 設・学術施設）、 海岸、郵便、国有 林） 1963 年度（下水道、廃 棄物処理、都市公 園、文教施設（社 会教育施設・社会 体育施設・文化施 設）、工業用水道）	2005 年	17 部門 道路（高速を含む）、港湾、航空、鉄道、 公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、 都市公園、文教施設、治水、治山、海岸、 農林漁業、郵便、国有林、工業用水道 ※2009 年度までデータを公表
都道府県別経済 財政モデルデー タベース	PI 法	PI 法なので設定せず	2000 年	15 部門 道路（高速を除く）、港湾、空港、住宅、 都市公園、下水道、治水、海岸、廃棄物、 水道、工業用水、治山、農林業、学校、社 会教育 ※学校と社会教育を足したものが上記の 文教施設に相当する。

民間企業資本ストック

	推計 方法	ベンチ マーク	基準 年次	分野
内閣府 「民間企業資本 ストック」	BY 法	1970 年	2005 年	農林水産業、鉱業、建設業、製造業（食料品、繊維工業、パルプ・ 紙、出版・印刷、化学工業、石油・石炭、窯業・土石、鉄鋼業、非 鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、そ の他の製造業）、卸売・小売業（卸売業、小売業）、金融・保険業、 不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業（電気業、ガス・水道 業）、サービス業（事業所サービス、旅館その他宿泊所、映画・娯 楽、その他のサービス）
都道府県別経済 財政モデルデー タベース	BY 法	1970 年	2000 年	原則として上記と同じ （鉄鋼業、非鉄金属は「一次金属」に統合されており、出版・印刷 は「その他製造業に含まれる。卸売・小売業、電気・ガス・水道 業、サービス業の内訳は推計されていない」）

注 1) 内閣府「都道府県別経済財政モデルデータベース」には、①個人事業主（商店、漁師、農家など）、②漁業協同組合、農業協同組合、③私立大学附属病院、個人開業の病院、およびそれ以外の民間の医療法人などは含まれるが、④国立、公立大学附属病院（独立行政法人になった後も同じ）、⑤宗教法人、⑥保育所（公立、私立の両方）、⑦私立学校、⑧行政機関の庁舎等などは含まれない。

注 2) 内閣府「日本の社会資本」で都道府県別データを推計しているのは、17 部門のうち鉄道及び郵便を除く 15 部門である。

注 3) 内閣府「都道府県別経済財政モデルデータベース」の民間企業資本ストックは、内閣府「都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）」の産業別有形固定資産額と同じものである。

注 4) ・BY（ベンチマーク法）：基準年の資本ストック額に、それ以降各期の投資額を加えた上で、耐用年数を経る等その機能を果たさなくなった資産については除却することにより、間接的に資本ストックを推計する方法。

・PI 法（パーペチュアル・インベントリー法）：各期の投資額を毎年積み上げるとともに、耐用年数を経る等その機能を果たさなくなった資産については除却することにより、資本ストックを推計する方法。